

○神奈川県警察運転免許等行政処分取扱規程

(昭和54年3月1日神奈川県警察本部訓令第7号)

改正 平成26年5月27日神奈川県警察本部訓令第10号

神奈川県警察運転免許等行政処分取扱規程を次のように定める。

神奈川県警察運転免許等行政処分取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取規則」という。)、道路交通法に基づく神奈川県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年神奈川県公安委員会規則第4号)、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程(平成26年神奈川県警察本部訓令第4号)、神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県公安委員会訓令第1号。以下「取扱規程」という。)等に基づき、神奈川県警察における運転免許等の行政処分の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(処分の種別)

第2条 この訓令において行政処分(以下「処分」という。)とは、次に掲げるものをいう。

(1) 取扱規程第2条第22号から第36号までに掲げる処分

(2) 次に掲げる処分

ア 最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示

イ 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の登録を受けた法人(以下「登録法人」という。)に対する適合命令

ウ 過積載車両に係る指示

エ 過労運転に係る車両の使用者に対する指示

オ 自動車の使用制限命令(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。)

カ 自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)の保留

キ 運転免許試験の合格決定の取消し又は受験の停止(現場における不正受験者に対する受験の停止を除く。)

ク 指定自動車教習所に対する適合命令等

ケ 免許の効力の停止又は停止の解除

コ 仮運転免許の取消し

サ 自動車等の運転禁止(聴聞及び意見の聴取に係るものを除く。)

シ 指定講習機関に対する適合命令等

ス 自動車運転代行業者に対する指示

(上申事由)

第3条 前条第1号に掲げる処分の上申は、取扱規程第3条(第1号から第11号までを除

く。)に定めるところによる。

2 前条第2号に掲げる処分の上申は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、処分を必要と認める場合に行うものとする。

- (1) 車両の使用者が道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第22条の2第1項に該当するとき。
- (2) 登録法人が、法第51条の9に該当するとき。
- (3) 車両の使用者が、法第58条の4に該当するとき。
- (4) 車両の使用者が、法第66条の2第1項に該当するとき。
- (5) 自動車の使用者が、法第75条の2第1項に該当するとき。
- (6) 車両の使用者が、法第75条の2第2項に該当するとき。
- (7) 運転免許試験に合格した者が、法第90条第1項ただし書又は第5項に該当するとき。
- (8) 運転免許試験の受験者が、法第97条の3第1項に該当するとき。
- (9) 指定自動車教習所が、法第99条の7に該当するとき。
- (10) 免許を受けた者が、法第103条第1項又は法第104条の2の3第1項若しくは第3項に該当するとき。
- (11) 仮運転免許を受けた者が、法第106条の2に該当するとき。
- (12) 国際運転免許証等を所持する者が、法第107条の5第1項に該当するとき。
- (13) 指定講習機関が、法第108条の8第1項又は第2項に該当するとき。
- (14) 自動車運転代行業者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項に該当するとき。
- (15) 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運転代行業務従事者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項又は第25条第2項第1号に該当するとき。

(上申者)

第4条 第2条第1号に定める処分の上申は、取扱規程第4条第1項(第1号から第10号までを除く。)に定めるところによる。

2 第2条第2号に定める処分の上申は、次の各号に定めるものが行うものとする。

- (1) 第2条第2号ア、ウ及びエに掲げる処分 交通部交通指導課長、事案を処理した地域部及び交通部の附置機関の長又は警察署長
- (2) 第2条第2号イに掲げる処分 交通部駐車対策課長
- (3) 第2条第2号オに掲げる処分 交通部交通指導課長(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令に限る。)、交通部駐車対策課長(放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。)、事案を処理した地域部及び交通部の附置機関の長又は警察署長
- (4) 第2条第2号カ、ケ及びサに掲げる処分 交通部運転免許本部免許課長
- (5) 第2条第2号キ、ク、コ及びシに掲げる処分 交通部運転免許本部試験課長
- (6) 第2条第2号スに掲げる処分 交通部交通総務課長

(上申書等の送付)

第5条 第3条に定める処分の上申事由に該当する事案を取り扱った警察本部の課長若しくは部の附置機関の長又は警察署長は、別に定める上申書に該当事案の審査及び認定上必要と認められる資料等を添付して、当該事務を所掌する交通部交通総務課長、交通部交通規制課長、交通部交通指導課長、交通部駐車対策課長、交通部運転免許本部免許課長又は交通部運転免許本部試験課長(以下「主管課長」という。)を經由して上申するものとする。

2 第3条に定める処分の上申事由には該当しないが、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第1の1に掲げる違反行為の種別等に該当する事案を取り扱った警察本部の課長若しくは部の附置機関の長又は警察署長は、前項に定める上申に準じて当該事案の資料等を送付するものとする。

3 主管課長は、他の公安委員会の管轄区域内に住所を有する者又は自動車の使用の本拠の位置がある自動車の使用者について、処分を要すると認められる事実を認知したときは、現にその者の住所地又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に処分関係書類送付書(第1号様式)又は自動車使用制限事案移送通知書(第2号様式)により関係書類を送付するものとする。

(処分の執行)

第6条 処分の執行は、主管課長が行うものとする。ただし、使用者に対する指示、自動車の使用制限又は自動車の運行供用制限にあつては、別に定める指示書により被処分者の住所地又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に当該処分を執行させるものとする。

2 交通部長又は交通部運転免許本部長は、主管課長が、当該処分を執行することが困難と認めるときは、別に定める指示書により、被処分者の住所地又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に当該処分を執行させるものとする。ただし、法第104条の2の3第1項に基づく免許の効力の停止の処分にあつては、当該処分の理由となつた事案の発生地を管轄する警察署長、神奈川県警察第二交通機動隊長又は神奈川県警察高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)に当該処分を執行させることができる。

3 前2項の規定により処分執行の指示を受けた警察署長は、速やかに当該処分を執行して、別に定めるところにより報告しなければならない。この場合において、被処分者が所在不明等のため処分を執行することができないときも、同様とする。

(処分の執行要領)

第7条 処分の執行は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 自動車の使用制限命令

自動車の使用者に、神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号。次号において「細則」という。)第15条の2に規定する自動車の使用制限書を交付し、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の15に規定する運転禁止の標章を当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所にはり付ける。

(2) 運転免許試験の合格決定の取消し又は受験の停止

被処分者に細則第24条に規定する運転免許試験合格取消通知書又は細則第25条に規

定する運転免許試験受験停止通知書を交付し、合格の取消し処分の場合は、法第97条の3第2項の規定により効力を失った当該運転免許証を返納させる。

(3) 登録法人に対する適合命令

登録法人に対し、適合命令書(第2号様式の2)を交付して行うものとする。

(4) 免許の効力の停止の解除

被処分者に対し、運転免許の効力停止処分解除通知書(第2号様式の3)を交付して行うものとする。

(聴聞)

第8条 聴聞の通知は、直接若しくは郵送により、又は聴聞を受ける者の住所地を管轄する警察署長、検挙した警察署の署長若しくは部の附置機関の長を通じて、聴聞通知書を聴聞を受ける者に交付して行うものとする。

2 聴聞は、聴聞規則の定める手続によるものとし、その手続に係る書面は、同規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 聴聞規則第5条第2項に規定する書面参加人許可通知書(第3号様式)
- (2) 聴聞規則第6条第2項に規定する書面補佐人出頭許可通知書(第4号様式)
- (3) 聴聞規則第7条第3項に規定する書面参考人出頭許可通知書(第5号様式)
- (4) 聴聞規則第10条第2項に規定する書面文書閲覧許可通知書(第6号様式)
- (5) 聴聞規則第19条第2項に規定する書面聴聞調書等閲覧許可通知書(第7号様式)

(意見の聴取)

第9条 前条第1項の規定は、意見の聴取の通知について準用する。この場合において、同条中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「聴聞通知書」とあるのは「意見の聴取通知書」と読み替えるものとする。

2 意見の聴取は、意見の聴取規則の定める手続によるものとし、その手続に係る書面は、次のとおりとする。

- (1) 意見の聴取規則第5条第1項に規定する書面 代理人資格証明書(第8号様式)
- (2) 意見の聴取規則第5条第2項に規定する書面 代理人資格喪失届出書(第9号様式)
- (3) 意見の聴取規則第6条第1項に規定する書面 補佐人出頭許可申請書(第10号様式)
- (4) 意見の聴取規則第6条第3項に規定する書面 補佐人出頭許可通知書(第11号様式)
- (5) 意見の聴取規則第7条に規定する書面意見の聴取通知書(第12号様式、第12号様式の2又は第12号様式の3)
- (6) 意見の聴取規則第8条第2項に規定する書面 意見の聴取期日・場所変更申出書(第13号様式)
- (7) 意見の聴取規則第8条第3項に規定する書面 意見の聴取期日・場所変更通知書(第14号様式)
- (8) 意見の聴取規則第12条第1項に規定する書面 意見の聴取調書(第15号様式)
- (9) 意見の聴取規則第13条第1項に規定する書面 意見の聴取報告書(第16号様式)

(弁明の機会の付与)

第10条 行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく弁明の機会の付与は、聴聞規則の定める手続によるものとする。

2 法に基づく弁明の機会の付与は、意見の聴取規則の定める手続によるものとし、その手続に係る書面は、次のとおりとする。

(1) 弁明の日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知する書面 弁明通知書(第17号様式又は第17号様式の2)

(1)の2 弁明の日時、場所及び当該処分をした理由を通知する書面 弁明通知書(第17号様式の3)

(2) 意見の聴取規則第15条第1項に規定する書面 弁明調書(第18号様式)

(3) 意見の聴取規則第17条第1項に規定する書面 第9条第2項第1号に規定する代理人資格証明書及び第9条第2項第2号に規定する代理人資格喪失届出書

(4) 意見の聴取規則第17条第2項に規定する書面 第9条第2項第3号に規定する補佐人出頭許可申請書、第9条第2項第4号に規定する補佐人出頭許可通知書、弁明の日時・場所変更申出書(第19号様式)及び弁明の日時・場所変更通知書(第20号様式)

3 前2項の弁明の機会の付与の通知は、直接若しくは郵送により、又は弁明をする者の住所地を管轄する警察署長(第6条第2項ただし書の規定に基づく場合は、当該処分を執行した警察署長等)を通じて行うものとする。

4 主管課長又は警察署長等は、弁明を録取する者を当該所属の巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員の中から指名するものとする。
(細目的事項)

第11条 この訓令の施行に関し必要な細目的事項は、別に定める。

第1号様式(第5条関係)

神公委()発第 号
年 月 日

公安委員会 殿

神奈川県公安委員会 印

処分関係書類送付書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者について、処分を要すると認められる事実を認知したので、関係書類を送付します。

記

住 所

氏 名

ほか 名

第2号様式(第5条関係)

<p style="text-align: right;">神公委 () 発第 号 年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">神奈川県公安委員会 印</p> <p style="text-align: center;">自動車使用制限事案移送通知書</p> <p>次の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車の使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において自動車の使用制限の対象になると認められる事案を認知したので、当該事案に係る関係書類を添えて通知する。</p>	
<p>使用者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p>	
<p>自動車の使用の本拠の位置</p>	
<p>自動車の登録(車両)番号</p>	
<p>処分対象事案の年 月 日 及び 種 別</p>	
<p>備 考</p>	

第2号様式の2（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神奈川県公安委員会指令第 号

適 合 命 令 書

主たる事業所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

道路交通法第51条の9の規定により次の措置をとることを命じます。

措 置	
-----	--

年 月 日

神奈川県公安委員会 印

印


- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会（事務取扱は、神奈川県警察本部交通部駐車対策課）に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、上記1の異議申立てを行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の異議申立てをした場合においては、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、次のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を

年 月 日付けで解除したので通知します。

年 月 日

神奈川県警察本部長 

住 所																		
氏 名											生年月日							
免 許 証	第 号 年 月 日 公安委員会交付																	
免許の種類	第一種											第二種						有効年月日
		大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型		中型	普通	大特	け引		
理 由	道路交通法第103条第1項第 号 に該当しないことが明らかとなったため。																	

第 号

参加人許可通知書

平成 年 月 日

殿

印

平成 年 月 日

行われる聴聞に関する手続に参加することを許可するので通知します。 において

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

補佐人出頭許可通知書

平成 年 月 日

殿

印

平成 年 月 日に

において行われ
る聴聞については、申請のあった下記の補佐人の出頭を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	(歳)
職業	

第5号様式(第8条関係)

第 号

参考人出頭許可通知書

平成 年 月 日

殿

印

平成 年 月 日

において行われ
る聴聞については、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させることを許可するので
通知します。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	(歳)
職業	

第6号様(第8条関係)

第 号

文 書 閲 覧 許 可 通 知 書

平成 年 月 日

殿

印

あなたから提出された平成 年 月 日付けの文書閲覧請求書を審査した結果、下記の標目に係る資料の閲覧を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
閲覧の日時	平成 年 月 日 午前 時 午後
閲覧の場所	
閲覧できる資料の標目	

第7号様式（第8条関係）

第 号

聴聞調書等閲覧許可通知書

平成 年 月 日

殿

印

あなたから提出された平成 年 月 日付けの聴聞調書等閲覧請求書を審査した結果、下記の標目に係る資料の閲覧を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
閲覧の日時	平成 年 月 日 午前 時 午後
閲覧の場所	
閲覧できる調書 又は報告書の別	

第8号様式（第9条関係、第10条関係）

代理人資格証明書

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

㊦

平成 年 月 日に

において

意見の聴取
行われる については、下記の者を代理人として選任し、私のため
意見の聴取
弁明の機会の付与

意見の聴取
に に関する一切の行為をすることを委任します。
弁明の機会の付与

記

意見の聴取 の件名 弁明	
氏名	
住所	

備考 必要な文字を○で囲んでください。

第9号様式（第9条関係、第10条関係）

代理人資格喪失届出書

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日に

において

意見の聴取
行われる
棄明の機会の付与
ます。

については、下記の者が代理人の資格を失ったので届出

記

意見の聴取 の件名 棄 明	
住 所	
氏 名	

備考 必要な文字を○で囲んでください。

第10号様式（第9条関係、第10条関係）

補佐人出頭許可申請書

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

㊦

平成 年 月 日に

において

意見の聴取
行われる

については下記の補佐人とともに出頭した

口頭による弁明の機会が付与
いので申請します。

記

意見の聴取 の件名 口頭による弁明	
住 所	
氏 名	(歳) 職 業
当事者又はその 代理人との関係	
補佐する事項	

備考 必要な文字を○で囲んでください。

第11号様式（第9条関係、第10条関係）

補佐人出頭許可通知書

平成 年 月 日

殿

印

平成 年 月 日に

において

意見の聴取
行われる
口頭による弁明の機会
の付与
頭を許可するので通知します。

については、申請のあった下記の補佐人の出

記

意見の聴取 の件名 口頭による弁明	
住 所	
氏 名	(歳) 職 業

備考 必要な文字を○で囲んでください。

第12様式（第9条関係）（表）

第 号		
意見の聴取通知書		
<p>あなたに対する下記の理由による免許の取消しに係る道路交通法第104条第1項の規程による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県公安委員会 印</p>		
住所		
氏名		
意見の聴取の日時	年 月 日（曜日） 午 時 分	
意見の聴取の場所		
処 分 を し よ う と す る 理 由		
違反事故の 発生年月日	違反行為の種別等	点数
過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数
過去5年以内における取消歴等の有無		

※ 裏面を必ずお読みください。

(裏)

備考

- 1 当日は、本通知書・印鑑・免許証（行政処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。
- 2 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を出席させることができます。代理人を出席させるときは、意見の聴取の期日までに代理人資格証明書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ有利な証拠を提出することができます。
- 4 補佐人を出席させるときは、意見の聴取の期日までに補佐人出頭許可申請書を提出してください。
- 5 交通安全等について表彰状のある方は、関係書類をお持ちください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかつたときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 7 意見の聴取終了後に処分が行われますから、自動車又は原動機付自転車を運転しないできてください。
- 8 出席の有無を、必ず同封のハガキで至急回答してください。

代理人資格証明書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住所

氏名

印

意見の聴取通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつた意見の聴取については、下記の者を代理人として選任し、意見の聴取及び行政処分の手続きに関する一切の行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

第12号様式の2（第9条関係）（表）

第 号		
意見の聴取通知書		
<p>あなたに対する下記の理由による免許の停止に係る道路交通法第104条第1項の 規程による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県警察本部長 印</p>		
住所 氏名		
意見の聴取の日時	年 月 日 午 時 分	
意見の聴取の場所		
処 分 を し よ う と す る 理 由		
違反事故の 発生年月日	違 反 行 為 の 種 別 等	点 数
過去3年以内における前歴の回数	回	累 積 点 数

※ 裏面を必ずお読みください。

(裏)

備考

- 1 意見の聴取通知書の処分をしようとする理由欄に記入してある以外の違反や事故がある場合は、必ず下記の連絡先に連絡してください。連絡がない場合には、おいでになってもその日に処分を受けられないことがあります。
- 2 当日は、本通知書・印鑑・免許証（行政処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を出席させることができます。代理人を出席させるときは、意見の聴取の期日までに代理人資格証明書を提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ有利な証拠を提出することができます。
- 5 補佐人を出席させるときは、意見の聴取の期日までに補佐人出頭許可申請書を提出してください。
- 6 交通安全等について表彰状のある方は、関係書類をお持ちください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかつたときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 8 意見の聴取終了後に処分が行われますから、自動車又は原動機付自転車を運転しないでください。
- 9 停止期間の短縮を希望する方は、同封した講習案内で手続きなどを確認して講習を受けて下さい。
- 10 出席の有無を、必ず同封のはがきで至急回答してください。

連絡先 運転免許本部免許課聴聞第二係
045 (365) 3111 内線 363.364

代理人資格証明書

年 月 日

神奈川県警察本部長 殿

住所

氏名

印

意見の聴取通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつた意見の聴取については、下記の者を代理人として選任し、意見の聴取及び行政処分の手続きに関する一切の行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

第12号様式の3（第9条関係）

第 号	
意見の聴取通知書	
<p>あなたに対する下記の理由による免許の取消しに係る道路交通法第104条の2の2第6項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県公安委員会 印</p>	
住所 氏名	
意見の聴取の日時	年 月 日
意見の聴取の場所	
意見の聴取に係る免許	年 月 日 交付の 普通・大自二・普自二・原付 免許
処分をしようとする理由	
<p><input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第36条（再試験の基準）に該当し初心運転者講習を終了しなかつたことにより再試験の通知を受けて、再試験を受けなかつたため。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し再試験の通知を受けて、再試験を受けなかつたため。</p>	

(裏)

備考

- 1 当日は、本通知書・印鑑・免許証（行政処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。
- 2 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を出席させることができます。代理人を出席させるときは、意見の聴取の期日までに代理人資格証明書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において再試験の不受験について意見を述べ有利な証拠（入院されていた方は病院の証明書、身柄拘束されていた方はその旨の証明書、外国に行っていた方はパスポート等）を提出することができます。
- 4 補佐人を出席させるときは、意見の聴取の期日までに補佐人出頭許可申請書を提出してください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかつたときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 6 意見の聴取終了後に処分が行われますから、自動車又は原動機付き自転車を運転しないでください。
- 7 出席の有無を、必ず同封のハガキで至急回答してください。

代理人資格証明書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住所

氏名

㊟

意見の聴取通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつた意見の聴取については、下記の者を代理人として選任し、意見の聴取及び行政処分の手続きに関する一切の行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

第13条関係（第9条関係）

意見の聴取期日・場所変更申出書

平成 年 月 日

殿

住所

氏名 ㊦

平成 年 月 日に

において

行われる意見の聴取の期日・場所については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 2 必要な文字を○で囲んでください。

第 号

意見の聴取期日・場所変更通知書

平成 年 月 日

殿

印

平成 年 月 日に

において

行うこととしていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
意見の聴取の期日	変 更 前	変 更 後
	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分から	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分から
意見の聴取の場所	変 更 前	変 更 後

備考 必要な文字を○で囲むこと。

第15号様式（第9条関係）

第 号 意見の聴取調書 平成 年 月 日 主宰者の職名及び氏名 ㊟	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者の氏名及び住所（代理人・補佐人・参考人・関係人の氏名及び住所）	
当事者又はその代理人の意見の陳述の要旨	
提出された証拠の標目	
参考人又は関係人の陳述の要旨	
その他参考となる事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
- 3 不要の欄は、斜線を引くこと。

第16号様式（第9条関係）

第 号	
意見の聴取報告書	
平成 年 月 日	
主宰者の職名及び氏名	
⑩	
意見の聴取通知書（平成 年 月 日付け第 号）に係る意見の聴取を終結したのでその結果を報告する。	
記	
意見の聴取の件名	
意見	
意見の聴取に係る事実に対する当事者及び参加人の主張	
理由	

第 号			
弁 明 通 知 書			
年 月 日			
殿			
神奈川県公安委員会 印			
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る道路交通法第90条第 項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。</p>			
記			
弁明の件名	運 転 免 許 の 行 政 処 分		
予定される処分の内容			
根拠となる法令の条項	道 路 交 通 法 第 9 0 条 第 項 第 号		
弁明の日時	年 月 日 午 前 時 分 後		
弁明の場所			
処 分 の 原 因 と な る 事 実	処分原因の 年 月 日	行 為 の 種 別	点 数
		過去3年以内における前歴の回数	回
	過去5年以内における取消歴等の有無		

※ 裏面を必ずお読みください。

(裏)

備考

- 1 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明の日時までに弁明書を提出して行うことができます。
- 2 弁明するときは、証拠を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出してください。
- 4 当日は、この通知書及び印鑑をお持ちください。また、運転免許を受けている方は、運転免許証を持参してください。
- 5 交通安全等について表彰状のある方は、関係書類をお持ちください。
- 6 運転免許を受けている方は、自動車または原動機付自転車を運転しないでください。

代理人資格証明書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

㊟

弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつた弁明の機会の付与については、下記の者を代理人として選任し、弁明の機会の付与及び行政処分の手続きに関する一切の行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

神奈川県警察本部長 印

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る道路交通法第90条第 項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の件名	運 転 免 許 の 行 政 処 分		
予定される処分の内容			
根拠となる法令の条項	道 路 交 通 法 第 9 0 条 第 項 第 号		
弁明の日時	年 月 日 前 時 分 後		
弁明の場所			
処 分 の 原 因 と な る 事 実	処分原因の 年 月 日	行 為 の 種 別	点 数
		過去3年以内における前歴の回数	回

※ 裏面を必ずお読みください。

(裏)

備考

- 1 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明の日時までに弁明書を提出して行うことができます。
- 2 弁明するときは、証拠を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出してください。
- 4 当日は、この通知書及び印鑑をお持ちください。また、運転免許を受けている方は、運転免許証を持参してください。
- 5 交通安全等について表彰状のある方は、関係書類をお持ちください。
- 6 運転免許を受けている方は、自動車または原動機付自転車を運転しないでください。

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

神奈川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

⑩

弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつた弁明の機会の付与については、下記の者を代理人として選任し、弁明の機会の付与及び行政処分の手続きに関する一切の行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

第17号様式の3（第10条関係）

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

神奈川県警察本部長 印

あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。

なお、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

弁明する ことができる 場所	
----------------------	--

※ 弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりでありますので、必ずお読みください。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明の日時までに弁明書を提出して行うことができます。
- 2 弁明するときは、証拠を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出してください。
- 4 弁明は、指定された期日（ 月 日）までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は神奈川県警察本部交通部運転免許本部免許課に申し出てください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく指定された日までに弁明をしなかつた場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。

代理人資格証明書

年 月 日

神奈川県警察本部長 殿

住 所

氏 名 ?

弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつた弁明の機会の付与については、下記の者を代理人として選任し、弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

第18号様式（第10条関係）

第 号 弁 明 調 書 平成 年 月 日 弁明録取者の職名及び氏名 ㊤	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	平成 年 月 日 時 分
弁 明 の 場 所	
当事者の氏名及び住所（代理人・補佐人の氏名及び住所）	
当 事 者 又 は そ の 代 理 人 の 弁 明 の 要 旨	
提 出 さ れ た 証 拠 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第19号様式（第10条関係）

弁明日時・場所変更申出書

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

㊟

平成 年 月 日に

行われる弁明の日時・場所については、下記のとおりやむを得ない理由があるので
変更を申し出ます。

において

記

弁明の件名	
理 由	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

第 号

弁明日時・場所変更通知書

平成 年 月 日

殿

印

平成 年 月 日に

において

行うこととしていた弁明日時・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

弁明の件名		
弁明の日時	変更前	変更後
	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後
弁明の場所	変更前	変更後